平成２７年（フ）第４１２号
川崎市中原区下小田中１丁目２番44号　メゾンカシマ　101
債務者　和田　早苗
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４１７号
川崎市幸区河原町１番地　河原町住宅　３号棟825号室
債務者　渡邊　信幸
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２６号
川崎市多摩区菅５丁目18番12号　ピアタウン小山　209
債務者　土田　孝一
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２７号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　１―1222
債務者　宮本　順子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３３号
川崎市川崎区浅田１丁目９番２号　第２あかね荘　103
債務者　松丸千惠子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３５号
川崎市麻生区下麻生３丁目30番２―506号
債務者　栗原　千尋
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３８号
川崎市宮前区馬絹1744番地　谷本コーポ202
債務者　高橋　清幸
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６２号
川崎市中原区上新城１丁目２番７号　ステラ石井　102
債務者　内山　惠子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６５号
神奈川県平塚市万田103番地の１　サンパレス湘南Ⅱ―305号
債務者　田原　　愛
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１１４５号
愛知県津島市愛宕町１丁目30番地　ピースフル愛宕Ｅ棟102号
債務者　原　由美子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９号
松江市幸町1571番地
債務者　舟越　裕太
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２７号
熊本市北区室園町17番５号、前住所熊本市北区室園町８番24号
債務者　河添　明香（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０１号
青森市本町５丁目４番15号
債務者　前山　沙織
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
神奈川県三浦市初声町入江274番地２　県営初声シーサイドタウン２―504
債務者　松井　敏子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１５３号
神奈川県横須賀市平作８丁目17番Ａ―703号
債務者　鈴木　俊治
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第３５号
大分県佐伯市駅前１丁目５番37号
債務者　岩本真奈美（旧姓西）
1　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
大分県佐伯市弥生大字大坂本1223番地
債務者　武藤　　明
1　決定年月日時　平成27年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係